様式第10号（第3条、第4条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　様  丸亀市福祉事務所長  措置廃止（停止）通知書  老人福祉法第10条、第11条の規定による措置を次のとおり廃止（停止）することに決定したので通知します。  １　廃止（停止）措置の種類  ２　廃止期日　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  （停止期間）　　　　　　　　　　　年　　月　　日から  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで  ３　廃止（停止）の理由 |
| この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 |